

第 4 期 吉田町障害福祉計画

(平成 27 年度～平成 29 年度)

平成 27 年 3 月

静岡県吉田町

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本理念及び基本目標

..... 1～2

第2章 数値目標

- 1 平成29年度の目標値の設定 3
 - (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
 - (3) 地域生活支援拠点等の整備
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行
- 2 指定障害福祉サービスの必要な見込み及び見込量の確保のための方策・・・ 6
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援（サービス利用計画作成）
- 3 地域生活支援事業の必要な見込量 9
 - (1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業
 - (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業
 - (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業
 - (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業
 - (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業 (11) その他事業
- 4 障害児支援 15

第3章 計画の推進体制

- 1 障害者（児）福祉推進委員会における推進
- 2 地域社会への広報および啓発活動
- 3 障害のある人や障害者団体の役割
- 4 地域社会の役割
- 5 障害者等に対する虐待の防止に関する考え方
- 6 計画の点検・評価体制の構築
- 7 行政の役割

..... 16～17

参考資料

..... 18～20

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に、障害のある人や障害のある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、障害者自立支援法(当時。現在は「障害者総合支援法」)が施行されました。

その目的を達成するにあたり、市町村は国が定めた基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画(障害福祉計画)の策定が義務付けられています。(法第88条第1項)。

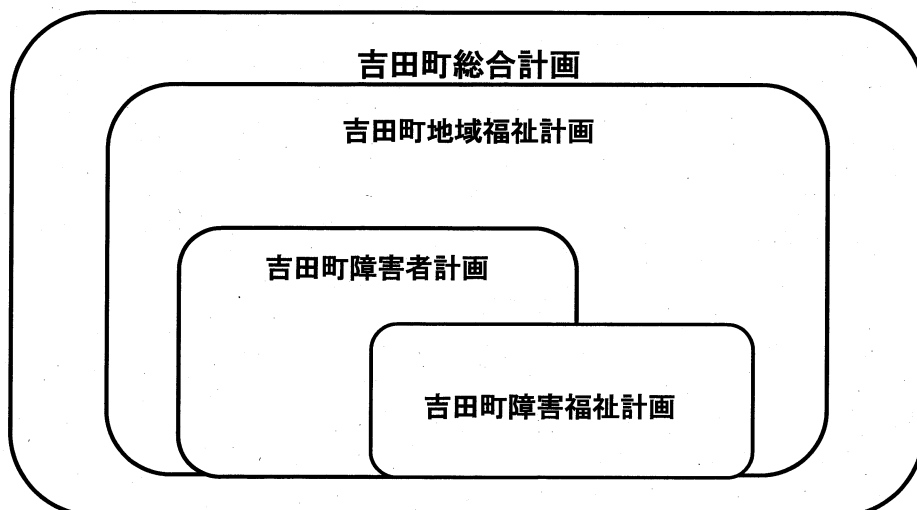
本町においても、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期として障害福祉計画を策定し、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

「第4期吉田町障害福祉計画」は、第3期障害福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本町における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画であります「吉田町障害者計画」に定められた障害福祉サービスの充実を図るための実施計画として位置づけられます。

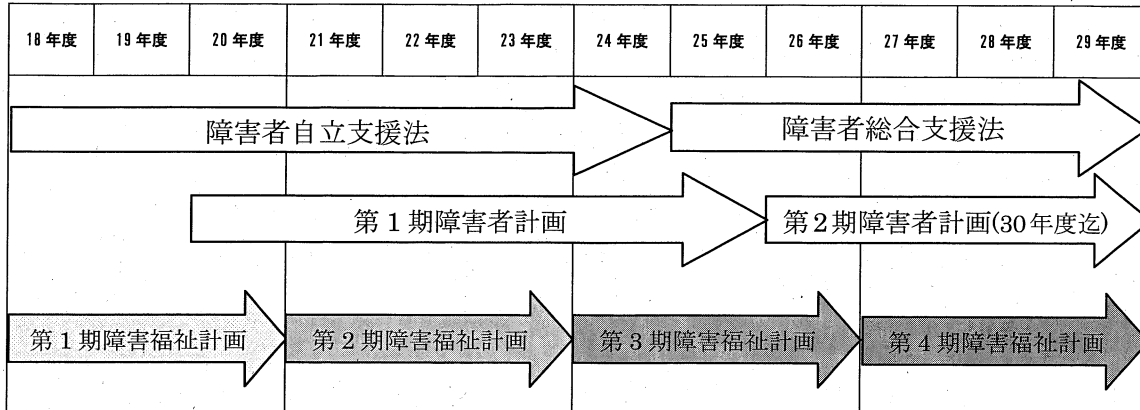
また、「吉田町総合計画」や高齢者・児童・保健等の福祉分野を包括した「吉田町地域福祉計画」との整合性を図ります。



3 計画の期間

障害福祉計画は、3年ごとに作成することとされており、第4期計画として、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

また、町の地域福祉計画、障害者計画と連動し計画の見直しも想定されます。



4 計画の基本理念及び基本目標

「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」との障害者総合支援法の基本方針を踏まえて、次の三つの基本的な視点に立って計画を推進します。

1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会(共生社会)の実現を目指して、障害者自身が障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら障害者自身の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

2 町が主体となった障害種別によらない一元的なサービス提供体制の確立

これまでの障害福祉サービスの対象である身体障害者、知的障害者及び精神障害者に新たに難病患者を加え、障害種別によらない一元的サービスを町が主体となって提供する体制を確立します。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対するサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービスを提供する基盤づくりを整備します。また、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する基盤整備を進めます。

第2章 数値目標

1 平成29年度の目標値の設定

障害者総合支援法の趣旨や国の計画策定の基本指針等に基づき、平成29年度を目標年度とする四つの目標を設定し、福祉施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点整備及び福祉施設から一般就労への移行を推進していきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害者支援施設等や療養介護を行う病院に入所している障害者が、グループホームや一般住宅等の地域生活への移行を推進するため、国の基本方針及びサービスの利用実態を参考にして、平成29年度における数値目標を設定します。

■国の基本方針■

平成29年度末時点での施設入所者数が平成25年度末時点の施設入所者数を4%以上減少させることを基本とします。また、平成29年度までに平成25年度末の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを基本とします。

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数 (A)	17人	平成26年3月31日時点
平成29年度末の施設入所者数 (B)	16人	平成30年3月31日時点
【目標値】削減数 (A-B)	1人	平成29年度末までに減少を目指す数
【目標値】削減率 (1-B/A)	5.9%	平成29年度末までに減少を目指す率 (国の基本方針：4%以上)
【目標値】目標年度(平成29年度)末入所施設から地域生活への移行者数 (C)	3人	平成29年度末までに入所施設からGH等への移行を目指す数(累計)
【目標値】累計率 (C/A)	17.6%	平成29年度末までに減少を目指す率 (国の基本方針：12%以上)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3ヵ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標値を、国の基本方針に準じて設定します。

■国の基本方針■

平成29年6月末時点での長期在院者数が平成24年6月末時点の長期在院者数を18%以上削減することを基本とします。また、平成29年度における目標を入院後3ヵ月時点の退院率は64%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上とすることを基本とします。

項目	数値	備考
平成24年度長期在院者数 (A)	31人	平成24年6月30日時点 精神科病院対象の県調査による
平成29年度長期在院者数 (B)	25人	平成29年6月末の長期在院者数
【目標値】減少率 (1-B/A)	19.4%	平成29年度末までに減少を目指す率 (国の基本方針：18%以上)
【目標値】入院後3ヵ月時点の退院率	64%	平成29年度における入院後3ヵ月時点の退院率
【目標値】入院後1年時点の退院率	90%	平成29年度における入院後1年時点の退院率

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援するために、多機能型拠点構想として地域生活支援拠点の整備が国から示されています。平成29年度までに町もしくは志太榛原圏域に1カ所の拠点を整備するを目標に県や圏域各市町と調整していきます。

■国の基本方針■

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう)について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

項目	数値	備考
志太榛原圏域内	1箇所	平成29年度までに圏域の地域生活支援拠点箇所数

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から就労移行支援事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて一般就労への移行を推進するため、国の基本方針及びサービスの利用実態を参考に、平成29年度までに福祉施設利用者のうち、一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

■国の基本方針■

就労移行支援事業を通じて、福祉施設から一般就労への移行者数を、平成29年度末には平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とします。また、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数は平成24年度末の就労移行支援事業の利用者数の60%以上増加することを基本とします。

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数 (A)	2人	平成25年3月31日時点
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数 (B)	4人	平成30年3月31日時点
【目標値】一般就労移行者数の伸び率 (B/A)	200%	平成24年度から平成29年度までの福祉施設から一般就労への移行者数の伸び率(国の基本方針:200%以上)

② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成24年度末時点の就労移行支援事業所の利用者数 (C)	6人	平成25年3月31日時点
平成29年度末時点の就労移行支援事業所の利用者数 (D)	9人	平成30年3月31日時点
【目標値】就労移行支援事業所の利用者数の伸び率 (D/C)	150%	平成24年度から平成29年度までの就労移行支援事業所の利用者数の伸び率(国の基本方針:60%以上)

2 指定障害福祉サービスの必要な見込み及び見込量の確保のための方策

平成25年4月に障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が施行されました。これにより、「共同生活介護（ケアホーム）」が「共同生活援助（グループホーム）」に一元化される等、障害福祉サービスに関する改正点がありました。ここでは、平成29年度までの各サービスの必要な見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1) 訪問系サービス

(1月あたり延利用量)

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	27人	405時間	29人	435時間	30人	450時間	31人	465時間

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障害者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障害者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

また、これらのサービスは、家族とともに暮らし続けたいと願う障害者の方にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

見込量確保のための方策

障害種別に区別なく個々の障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、体制の充実を図ります。

計画相談支援の導入により、利用者一人一人にサービス等利用計画が作成され、相談支援専門員が希望者の利用意向を聴取した上で、適切なサービスを利用できるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

(1月あたり延利用量)

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
生活介護	38人	836日	42人	924日	42人	924日	43人	946日
自立訓練(機能訓練)	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
自立訓練(生活訓練)	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
就労移行支援	6人	132日	8人	176日	8人	176日	9人	198日
就労継続支援(A型)	17人	374日	20人	440日	22人	484日	23人	506日
就労継続支援(B型)	37人	814日	38人	836日	40人	880日	43人	946日
療養介護	2人	62日	2人	62日	2人	62日	2人	62日
短期入所	8人	56日	9人	63日	10人	70日	12人	84日

日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本町では、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また居宅に引きこもりがちな方などが社会参加していくための場として、地域活動支援センター等も活用しながら、日中活動系サービスの整備を推進していきます。

見込量確保のための方策

民間事業者の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。

利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、各地域の状況を把握するとともに、サービスの向上に努めます。

医療的ケアの必要な重度の障害児・者の医療型短期入所については、施設の開設に向けて医療機関等へのはたらきかけを行っていきます。

(3) 居住系サービス

(1月あたり延利用量)

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
	支給決定者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
共同生活援助 (グループホーム)	15人	456日	16人	486日	18人	547日	21人	638日
施設入所支援	16人	486日	16人	486日	17人	517日	16人	486日

施設入所支援について、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。現入所者に加え、待機者も相当数あることから、適切な相談に基づき、真に入所を必要とする人を見極め待機状態の解消を図ることが必要です。

施設入所者や入院中の精神障害者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活援助（グループホーム）への需要は高まっています。また、知的障害者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障害者では単身生活に向けた通時的な利用が多くなるなど、ニーズに応じたあり方が求められています。

しかし、グループホーム等の資源には限りがあるため、緊急性の高い方から優先的に入居できるような仕組みが必要です。

見込量確保のための方策

住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームのニーズを把握し、支援の充実を図ります。

障害者施設におけるサービスの提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供を行います。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成）

(年間の実人数)

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
	相談従事者数	利用見込量	相談従事者数	利用見込量	相談従事者数	利用見込量	相談従事者数	利用見込量
計画相談支援	2人	121人	2人	132人	2人	144人	2人	156人
障害児相談支援	1人	79人	1人	88人	2人	102人	2人	118人

計画相談支援の利用者数については、障害福祉サービスを利用するすべての障害者にサービス等利用計画が作成され、新規の計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。

見込量確保のための方策

当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。

すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、研修への参加を促し、人材育成を支援します。

3 地域生活支援事業の必要な見込量

地域生活支援事業とは、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や、サービスを利用する人の状況に応じて柔軟かつ効果的に実施することを目的とした事業です。

ここでは、平成29年度までの実施に関する考え方及び見込量について定めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
		実施の有無		実施の有無		実施の有無		実施の有無
理解促進研修・啓発事業		無		無		有		有

実施に関する考え方

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。平成25年度から地域活動支援事業に位置づけられましたが、平成25年度、26年度ともに実績はありません。

(2) 自発的活動支援事業

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
		実施の有無		実施の有無		実施の有無		実施の有無
自発的活動支援事業		無		無		有		有

実施に関する考え方

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。平成25年度から地域活動支援事業に位置づけられましたが、平成25年度、26年度ともに実績はありません。

(3) 相談支援事業

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
		実施箇所		実施見込箇所		実施見込箇所		実施見込箇所
①相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業		1		1		1		1
イ 基幹相談支援センター		—		有		有		有
ウ 地域自立支援協議会		無		無		有		有
②相談支援機能強化事業		有		有		有		有
③住宅入居等支援事業		無		無		無		有

実施に関する考え方

計画相談支援の利用者数については、障害福祉サービスを利用するすべての障害者にサービス等利用計画が作成されることを前提に、新規の計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の推進を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
成年後見制度利用支援事業		実施の有無		実施の有無		実施の有無		実施の有無
		無		有		有		有

実施に関する考え方

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携しながら、また相談支援事業の充実と合わせて、広報・啓発に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無		実施の有無		実施の有無		実施の有無
		無		無		有		有

実施に関する考え方

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。社会福祉協議会と連携を密にしながら、事業を推進します。

(6) 意思疎通支援事業

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
手話通訳者派遣事業		利用見込者数		利用見込者数		利用見込者数		利用見込者数
		6		8		8		8

実施に関する考え方

手話通訳者を派遣する事業、並びに手話通訳者を設置する事業を実施します。
 なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障害者等が参加・出席する集会など、当面広域的な対応が必要なものについては、県においてコミュニケーション支援事業が実施されます。今後社会福祉協議会などと連携し、広報に努め、登録者の増員を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

(年間給付件数)

区 分	26年度見込	27年度	28年度	29年度
日常生活用具給付等事業	給付等 見込件数	給付等 見込件数	給付等 見込件数	給付等 見込件数
① 介護・訓練支援用具	5	5	5	5
② 自立生活支援用具	10	10	10	10
③ 在宅療養等支援用具	8	8	8	8
④ 情報・意思疎通支援用具	10	10	10	10
⑤ 排泄管理支援用具	370	400	420	435
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2	2	2	2
⑦ 市町独自給付用具	1	1	1	1

用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。見込み件数は、前年度利用者実績を考慮して推計しています。

① 介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベット、カーシート
② 自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、丁字杖、棒状の杖、移動移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、視覚障害者用ICタグレコーダー、地震防災用具
③ 在宅療養等支援用具	透析液加湿器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計(音声式)、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計(音声式)、パルスオキシメーター、吸引器ネブライザー両用器
④ 情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用(印字型・映像型)通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工咽頭、点字図書、人工内耳用電池、視覚障害者用小型拡大読書器、視覚障害者用ラジオ
⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ装具、収尿器、紙おむつ
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障害者・児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

実施に関する考え方

重度障害のある方等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を図っていきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
手話奉仕員養成研修事業		修了見込者数		修了見込者数		修了見込者数		修了見込者数
		6		15		16		17

実施に関する考え方

手話通訳者派遣事業では、8人の手話通訳者が登録して事業を行っています。引き続き障害者の意思疎通が円滑に図られるよう事業を実施していきます。

手話通訳者の養成講座を引き続き牧之原市と合同で開講し、人材養成に努めていきます。

(9) 移動支援事業

(年間利用時間)

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
移動支援事業	委託見込事業所	実利用者及び延べ利用時間	委託見込事業所	実利用者及び延べ利用時間	委託見込事業所	実利用者及び延べ利用時間	委託見込事業所	実利用者及び延べ利用時間
	5	41 2,265	5	42 2,772	5	43 3,270	5	45 3,772

障害者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。

また、入所中の障害者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための橋渡しとしての役割も期待できます。

実施に関する考え方

移動支援事業は、居宅介護事業所に委託して行います。また、サービス利用者に適切な支援を行えるよう委託事業所と連絡を密にします。

見込量の確保を図ることはもとより、将来的な需要増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
地域活動支援センター	1	28	1	30	1	32	1	34

地域活動支援センターは、作業や余暇活動の場として、今後も利用者数の増加が見込まれます。

実施に関する考え方

障害者の創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援するため、地域活動支援センターの事業の拡大・充実に努めます。

(11) その他事業 ①訪問入浴サービス

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
訪問入浴サービス	2	4	2	5	2	5	2	5

重度の身体障害者で、介護保険サービスに移行するケースが予想されるため、利用見込人数は現状維持としています。

実施に関する考え方

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。

(11) その他事業 ②日中一時支援事業

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
日中一時支援	5	26	5	28	5	29	5	30
障害児放課後児童クラブ	1	20	1	21	1	22	1	23

日中一時支援は、通所施設利用者のサービス利用後の一時預かり、また休日等の一時預かりとして利用されています。今後の利用見込みは、ニーズが高く、今後も利用の増加が予測されることから、サービス提供事業所とも連携しながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。

障害児の放課後児童クラブは、一日の利用定員を5人とし、平成27年4月開校の吉田特別支援学校に通学する児童を中心に、通常時の利用の他に長期休暇中の利用を見込んでいます。

実施に関する考え方

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援、及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

4 障害児支援

児童福祉法による障害児支援とは、平成23年度まで児童福祉法及び障害者自立支援法に基づき、それぞれで実施されていたものを、児童福祉法に一本化し、障害のある子どもに通所などのサービスを提供するものです。

区 分	26年度見込		27年度		28年度		29年度	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
児童発達支援	37人	481日	41人	902日	48人	1056日	56人	1232日
放課後等デイサービス	37人	321日	40人	560日	41人	574日	42人	588日
保育所等訪問支援	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
医療型児童発達支援	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日

児童発達支援は、療育を必要とする児童に対する早期発見・早期支援に向け、本サービスにて療育を希望する人の動向を把握しながらサービス提供事業所と連携し、サービスの質の確保を図ります。

放課後等デイサービスは、就学している障害児に、授業の終了後または休業日に施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。町内にもサービス提供事業所の参入の動きが進みつつあります。

実施に関する考え方

町立こども発達支援事業所が完成し、平成26年度から療育の専門的サービスの提供を開始しました。障害児が必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。

第3章 計画の推進体制

1 障害者（児）福祉推進委員会における推進

本計画の推進にあたっては、庁内関係課や国・県の関係行政機関との連携を強化します。行政・福祉・保健・医療等の関係者を構成メンバーとした障害者（児）福祉推進委員会において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

2 地域社会への広報および啓発活動

障害に対する差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現について、町民意識の醸成に努め、町民に理解と協力、そして支援への参画等を、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

3 障害のある人や障害者団体の役割

障害のある人も、社会の対等な構成員として、自己選択・自己決定のもと、社会の様々な活動に参加し、社会の一員としての役割を分担します。

障害者団体は、行政、関係機関と連携し、地域福祉の担い手として、当事者・利用者の視点で行われる相談支援や協働のまちづくりへの参加・参画など地域福祉活動等に積極的に関わることが求められています。

4 地域社会の役割

障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人の問題としてとらえるのではなく、学校や職場、地域社会など環境との関係から生じるものと捉え、すべての市民が相互に理解し、積極的に関わり合いながら、人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるまちの実現を目指しています。

5 障害者等に対する虐待の防止に関する考え方

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）を踏まえ、引き続き、障害者虐待防止センターを中心に障害者等に対する虐待の未然防止など、虐待防止に向けた取組を進めます。

6 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、PDCA マネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルの着実な実行に努めます。

7 行政の役割

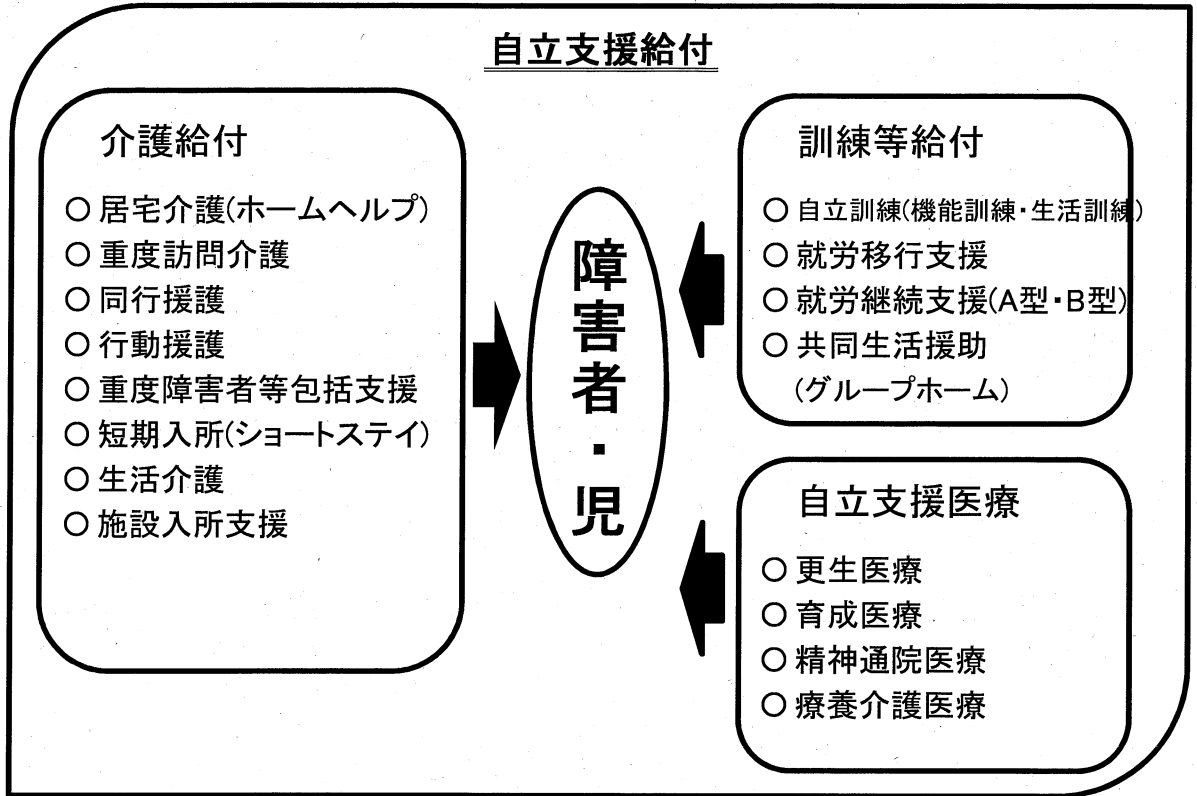
行政は町民、企業や事業主などに対して、障害や障害のある人についての理解の促進に努めるとともに、関係機関などの連携のもと、施策を着実に推進していきます。

障害者保健福祉行政を推進していくためには、保健・医療・福祉の分野だけでなく、保育・教育、雇用・就労、生活環境など、様々な分野による有機的・横断的な取組みが重要です。このため、障害者保健福祉の重要性に対する認識を全庁的なものとし、統一的に計画の推進を図ります。

また、障害者自立支援ネットワークを確立し、関係機関との情報の共有化、協議を行い、障害者等の自立した生活の支援を行えるよう推進を図ります。

障害者自立支援法による自立支援システムの全体像

<市町村>



地域生活支援事業

- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具の給付及び貸与
- その他の日常生活又は社会生活支援
- 移動支援
- 地域生活支援センター
- 手話奉仕員養成研修



<都道府県>

- ◇ 専門性の高い相談支援
- ◇ 広域的な対応が必要な事業
- ◇ 人材育成 等

自立支援給付

事業名	サービス内容
居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障害を有する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	行動障害のある知的障害児・者、精神障害者で、常に介護を必要とする人に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
短期入所(ショートステイ)	居宅において介護を行う人の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、障害者支援施設等に短期間入所してもらうことにより、必要な介護等を行います。
療養介護	医療を要する障害者で、常に介護を必要とされる人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	障害者支援施設等において、主に夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等の必要がある障害のある人に対し、身体的リハビリテーションを行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障害のある人に対し、日常生活能力を向上するための支援等を行います。
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害のある人であって、就労を希望する人に対し、生産活動等を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業等における就労が困難な障害者のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業などにおける就労が困難な障害者のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	介護を要する障害のある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

※平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に一元化されています。

地域生活支援事業

事業名	サービス内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与を実施します。
訪問入浴サービス	居宅において入浴することが困難で、かつ、通所または病院等への移送が困難な重度障害のある人に対して、自宅へ訪問し、専用の浴槽を利用して入浴サービスを行う。また、特殊浴槽を有する病院、診療所又は障害福祉サービス事業所へ移送し、その特殊浴槽を利用して入浴サービスを行う。
日中一時支援事業	障害のある人や児童を日常的に介護している家族の一時的な休息とすることで、介護者の負担を軽減し、障害のある人や児童に対しては、日中における活動の場を確保します。

用語説明

※1 ノーマライゼーション	障害を持っている人も、持っていない人も、お互いが区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の姿であるという考え方。また、それに向けた運動や施策。
※2 インフォーマルサービス	行政が直接・間接的に提供するサービスではなく、家族や友人、近隣住民、ボランティア等などによる非公式な援助。